

## 千葉県宅地耐震化推進事業等技術学識委員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性の把握並びに宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に基づく基礎調査等を行うため、専門的立場から市に対して、意見及び助言等を行う千葉県宅地耐震化推進事業等技術学識委員(以下「学識委員」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 学識委員は、次に掲げる事項について、宅地造成及び宅地防災の見地から調査及び意見、助言等を行うものとする。

- (1) 宅地耐震化推進事業による大規模盛土造成地の安全性の把握に関すること。
- (2) 前号の安全性の把握による滑動崩落対策工事に関すること。
- (3) 盛土規制法に基づく基礎調査に関すること。
- (4) 前号の基礎調査による応急対策工事に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項。

(依頼)

第3条 学識委員は、地盤工学に関連する分野における専門的知識を有する者のうち、様式第1号により市長が依頼し、様式第2号をもって承諾するものとする。

(任期)

第4条 学識委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 市長は、学識委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 辞職を申し出たとき。(様式第3号による)
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか学識委員としてふさわしくないと市長が認めたとき。

(秘密の保持)

第5条 学識委員は、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第6条 市長は、学識委員に対し、別に定める「宅地耐震化推進事業等技術学識委員に係る謝礼金の取扱基準について」に基づき、予算の範囲内において報償を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、学識委員に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年 3月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年 8月27日から施行する。

年 月 日

様

千葉市長

千葉市宅地耐震化推進事業等技術学識委員就任について（依頼）

標記の件について、当市委員にご就任いただきたく、ご承諾くださるようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ですが別紙承諾書をご送付願います。

記

- 1 就任委員名 千葉市宅地耐震化推進事業等技術学識委員
- 2 就任期間 年 月 日から 年 月 日まで  
(委嘱の日から2年以内)
3. 職務内容 下記事項に対し、宅地造成及び宅地防災の見地からの調査及び意見、助言等を行う。
  - (1) 宅地耐震化推進事業による既存盛土等の安全性の把握に関すること
  - (2) 前号の安全性の把握による滑動崩落対策工事に関すること
  - (3) 盛土規制法に基づく基礎調査に関すること
  - (4) 前号の基礎調査による応急対策工事に関すること
  - (5) その他必要と認められる事項

# 承 諾 書

(あて先) 千葉市長

年 月 日付で依頼のありました、千葉市宅地耐震化推進事業等技術学  
識委員への就任について承諾します。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(※自署の場合、押印不要です。)

年 月 日

## 辞職申出書

(あて先) 千葉市長

委員氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(※自署の場合、押印不要です。)

このたび \_\_\_\_\_ により

年 月 日をもって千葉市宅地耐震化推進事業等技術学識委員を  
辞職いたします。